三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市北野上字塩ノ草三六一二の一、三六一二の二、三六一二の八、三六一二の九、三九四一から三九四四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字蓑沢字蛇ケ沢二五三から二五五まで、二五六の一、二五七、二五九、二六〇、二六一、二六三、二六四、二六五の一、二六五の二、二六九、二七二、二七三の一、字茗荷沢二八四から二九〇まで、二九一の二、二九一の三、二九二、二九三、二九五、二九九、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一から三一二まで、三一四、三一五の一、字高ノ沢三三六の一、三三七、三三八、三四〇、三四二、三四三の二、字高戸屋四七〇の二、四七三から四七六まで、字源太内四七七、四八六の一、五七三、五七六、字愛宕山五七七、字要害山五八五、五八六、五八七の一、五八九、五九一から五九三まで、五九六、五九七、六〇三、六〇七、六〇九、六一四の二、字町内六三五の一、六三五の二、六三五の二地先、六五〇の一、六六〇から六六二まで、六七〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字町内六三五の一、六三五の二、六三五の二地先
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字北原九七〇の一から九七〇の三まで、九七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び高根沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市早乙女字五郎地二〇〇四の二、字弥五郎二一一二の一〇、字申塚二一五四の一、二一五五の二、二一五五の三、字上リ山二一八五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字五郎地二〇〇四の二、字弥五郎二一一二の一〇、字申塚二一五四の一・二一五五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一五五の三、字上リ山二一八五の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字闇苅九〇の四七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木白木字堂ヶ迫五八四、五八九、五七九・五八〇の一・五八一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ヶ迫五七九・五八一・五八四・五八九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。